

## 丸亀武道館一心会運営細則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、丸亀武道館一心会（以下「会」という。）の運営について、必要な事項を定めて、円滑な運営を期することを目的とする。

### (委 任)

第2条 この細則に定めるもののほか、緊急の対応を要する事項については、会長がこれを処理し、役員会の事後承認を得るものとする。

### (事務局員の指名)

第3条 事務局長は、事務局員を指名し、会計及び事務を処理させることができる。

### (謝 金)

第4条 会の運営について、功労のあった者に対する謝金は、次のとおりとする。ただし、その額については、役員会に諮り決定するものとする。

(1) 大会等の引率に対する手当

(2) その他特に支給することが妥当であると役員会において認められた業務に対する手当

### (主将・副主将)

第5条 会長は、正会員の小学生から適任者を主将及び副主将に任命することができる。

2 任命証は、会長から学年末に交付する。

3 主将及び副主将は、小学生以下の会員を代表し、指揮をとる。

### (慶弔・見舞い)

第6条 会員に関する慶弔・見舞い等については、役員会でこれを決定する。

ただし、緊急を要する場合は、会長の判断により行い、役員会に事後報告するものとする。

### (ホームページ)

第7条 効率的運営を図るため、ホームページを設置する。

2 ホームページの運営に当たっては、ホームページ掲載承諾書により個人情報等の取扱いに関する承諾を得る。

- 3 その他ホームページの運営に関する必要な事項は、運営ガイドラインにより別に定める。

附 則

この細則は平成 18 年 12 月 1 日から施行する。(施行期日)

この細則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)

この細則は平成 24 年 12 月 1 日より施行する。(一部改正)